

意見交換 別冊資料2

平成28年12月22日

山口県教育委員会会議 意見交換資料

- |                                    |       |
|------------------------------------|-------|
| 1 教育公務員特例法等の一部を改正する法律について（改正のポイント） | 1ページ  |
| 2 教職員人材育成基本方針                      | 3ページ  |
| 3 平成28年度研修体系及び研修講座体系               | 12ページ |
| 4 山口県教員養成等検討協議会                    | 13ページ |
| 5 教員をめざす学生の学校体験制度                  | 15ページ |
| 6 山口県教師力向上プログラム                    | 17ページ |
| 7 採用前教職インターンシップ                    | 22ページ |
| 8 資質の向上に関する指標及び教員研修計画の例            | 24ページ |

山口県教育庁教職員課

# 教育公務員特例法等の一部を改正する法律について（改正のポイント）

## 1. 教育公務員特例法の一部改正関係

### (1) 校長及び教員としての資質の向上に関する指標の全国的整備

#### 校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針 【第二十二条の二(新旧P2)】 新設

文部科学大臣は、公立の小学校等の校長及び教員の計画的な資質の向上を図るため、校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に關する指針（以下「指針」という。）を定めるものとする。

指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 公立の小学校等の校長および教員の資質の向上に関する基本的な事項
- 二 指標の内容に関する事項
- 三 その他公立の小学校等の校長および教員の資質の向上を図るに際し配慮すべき事項

#### 校長及び教員としての資質の向上に関する指標 【第二十二条の三(新旧P2)】 新設

公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指針を参考し、その地域の実情に応じ、当該校長及び教員の職責、経験及び適性に応じて向上を図るべき校長及び教員としての資質に関する指標（以下「指標」という。）を定めるものとする。

指標を定め、又はこれを変更しようとすることは、あらかじめ協議会において協議するものとする。

#### 教員研修計画 【第二十二条の四(新旧P3)】 新設

公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指標を踏まえ、当該校長及び教員の研修について、毎年度、体系的かつ効果的に実施するための計画（以下「教員研修計画」という。）を定めるものとする。

教員研修計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 任命権者が実施する初任者研修、中堅教諭等資質向上研修その他の研修（以下「任命権者実施研修」という。）に関する基本的な方針
- 二 任命権者実施研修の体系に関する事項
- 三 任命権者実施研修の時期、方法及び施設に関する事項
- 四 研修を奨励するための方途に関する事項
- 五 上記に掲げるもののほか、研修の実施に關し必要な事項として文部科学省令で定める事項

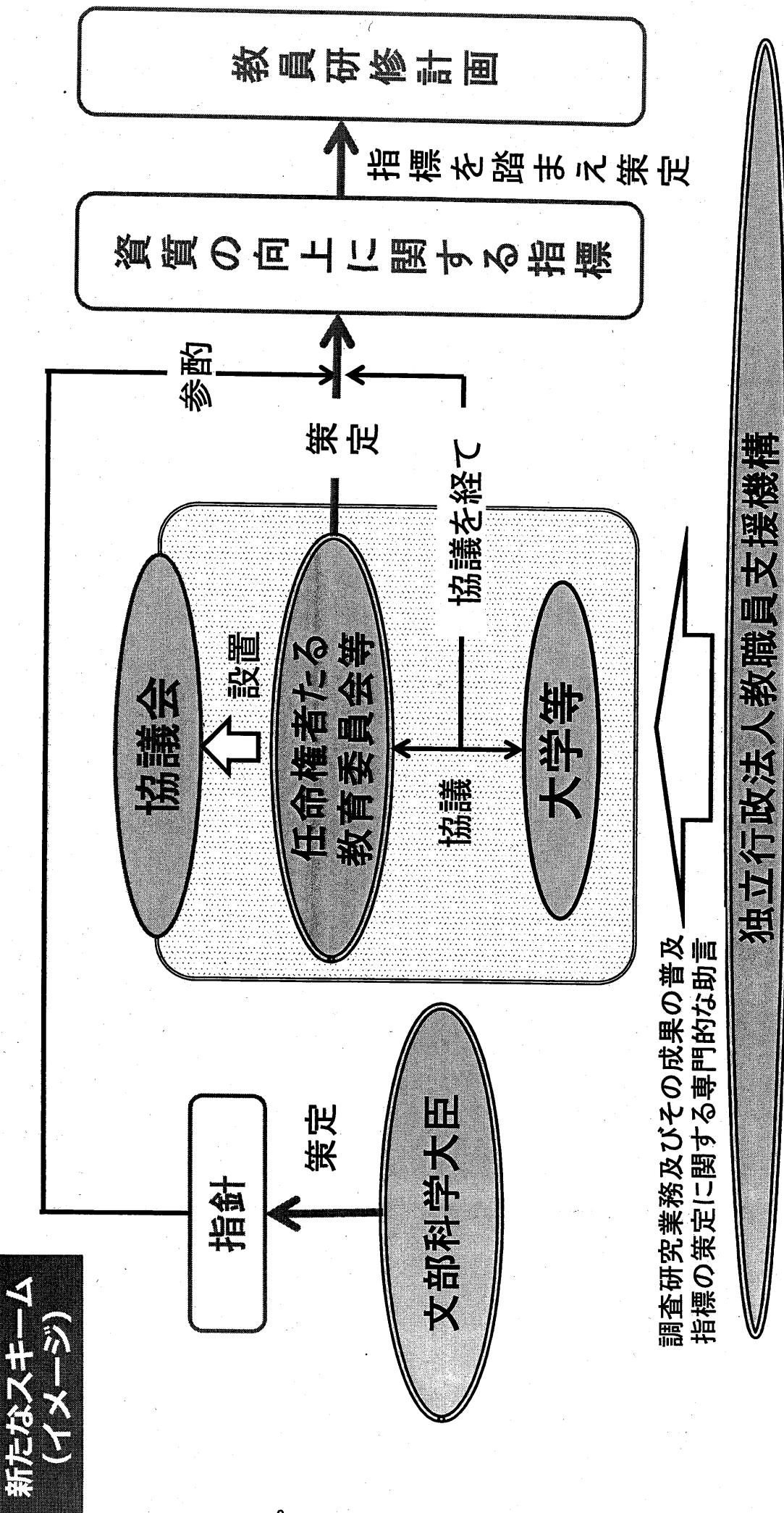
※ 「新旧」 = 新旧対照表

## 協議会

## 【第二十二条の五(新旧P4)】 新設

公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指標の策定並びに当該協議並びに当該指標に基づく当該校長及び教員の資質の向上に関する事項についての協議を行うための協議会(以下「協議会」という。)を組織するものとするとともに、協議会は、指標を策定する任命権者及び公立の小学校等の校長及び教員の資質の向上に関する大学等をもつて構成するものとする。  
協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならないものとする。

## 新たなスキーム (イメージ)



# **教職員人材育成基本方針**

**平成24年3月**

**山口県教育委員会**

# I はじめに

## 1 策定の背景

教職員は、次代を担う子どもたちを育てるという極めて重要な使命や責任をもつとともに、子どもたちの人格の形成を担う存在であることから、その職責の重さを絶えず自覚し、常に自己研鑽に努めることが必要です。

また、社会性や規範意識の低下など、教育を取り巻く情勢は厳しさを増しており、学校では、確かな学力の育成、いじめや不登校の増加など様々な教育課題への対応が求められています。

これらの教育課題に的確に対応し、活力ある学校づくりを進めるためには、一人ひとりの教職員がそれぞれの資質能力をさらに高めるとともに、これを組織の力につなげていくことができるよう、組織的な学校運営に努めすることが必要です。

このような中、本県では、有識者等からなる「山口県教職員人材育成検討会議」を平成18年度から3年間設置し、その提言を受けて、教職員の養成・採用、評価、研修、人事制度等による体系的な人材育成システムの構築に向けた取組を推進しているところです。

一方で、学校を取り巻く環境は、今後も急速に変化することが予想され、また、教職員の大量退職を迎えることから、これまで以上に、教育に対する高い意欲と指導力を有する教職員の育成はもとより、次代の本県教育を担う人材の養成・採用や経験豊かなベテランの教職員の知識や技能を若手の教職員に継承する体制づくりなどに向けて、これまでの人材育成システムを一層活用しながら、学校、市町教育委員会、県教育委員会が一体となって取り組むことが必要となってきています。

## 2 策定の趣旨

「教職員人材育成基本方針」は、キャリアステージ（教職経験）ごとに求められる教員の役割や資質能力を示すとともに、本県教育を担う人材の育成に向けた取組の方針を示したもののです。

今後、学校、市町教育委員会、県教育委員会は、この「教職員人材育成基本方針」を共有し、連携して、本県教育を担う人材を育成するための取組を積極的に推進します。

## I 教職員に求められる資質能力

### 1 山口県が求める教師像

本県教育の充実を図るために、教職員一人ひとりが常に自己研鑽に努めることができるように、求められる資質能力を明確に示すとともに、本県教育を担う人材の育成に向けて、学校、市町教育委員会、県教育委員会が一体となって取り組むことが必要です。

本県では、教員に求められ、期待される資質能力を「山口県が求める教師像」に示しています。

#### 「山口県が求める教師像」

～ 未来を担う子どもたちにあなたの熱い情熱を！ ～

- ◎ 豊かな人間性と人権尊重の精神を身につけた人
- ◎ 強い使命感と倫理観をもち続けることができる人
- ◎ 児童生徒を共感的に理解し、深い教育的愛情をもっている人
- ◎ 幅広い教養と専門的知識、技能をもっている人
- ◎ 豊かな社会性をもち、幅広いコミュニケーションができる人
- ◎ 常に自己研鑽に努める意欲とチャレンジ精神のある人

「山口県が求める教師像」に示す資質能力は、教職生活を支える土台となるものであり、これらの資質能力をより確かなものとするために、教職生活全体を通じて充実・深化させていくことが大切です。

特に、近年では、学校が直面する教育課題が複雑化・多様化し、教員一人だけでは対応が困難な事案も生じていることから、学校組織の一員として、他の教職員や家庭・地域等と連携しながら、教育課題の解決に向けて取り組むことができるよう、社会性やコミュニケーション能力等が強く求められています。

また、学校運営は、教員だけではなく、事務職員をはじめとする様々な職員との協働により行われ、また、これらの職員についても、児童生徒と直接ふれあう機会が多いことから、「山口県が求める教師像」に示す資質能力が求められるとともに、その向上に努めることが必要です。

## 2 キャリアステージごとの役割と求められる資質能力

教員は、一般的に、若手【自立・向上期】、中堅【充実期】、ベテラン【発展期】など、キャリアステージの変化に伴い、学校における立場や職務、役割も変わることから、これに伴って、求められる資質能力も加わっていきます。

### ■ 若 手【自立・向上期】

- 役割

活力を与える役割

- 求められる資質能力

実践的指導力

■ 若手の教員には、教員としての自己を確立することが求められるとともに、年齢的にも児童生徒に最も近い存在であることから、教職員の中にあって、積極的に児童生徒と関わりながら教育活動を行うことにより、学校全体に活力を与える役割が期待されます。このため、学習指導や生徒指導等を行う際に必要な基礎的な知識や技能を基盤とした実践的指導力や教育に対する使命感や情熱などが求められるとともに、児童生徒とのふれあいや保護者・地域との関わり等を通して、教育実践や経験を積み重ねていくことも必要です。

### ■ 中 堅【充実期】

- 役割

ミドルリーダー

- 求められる資質能力

高い専門性

■ 中堅の教員には、分掌主任の補佐役等として積極的に学校運営に参画するなど、ミドルリーダーとして行動することが求められるとともに、若手の教員から教育活動等に関する相談を受けたり、指導・助言を積極的に行ったりするなど、人材育成の役割を担うことが期待されます。

このため、自分が専門とする領域や得意分野の専門性を高めていくとともに、専門性を生かして、学校運営の一翼を担いながら行動することが求められます。

### ■ ベテラン【発展期】

- 役割

様々な校務の責任者

- 求められる資質能力

企画力・調整力

■ ベテランの教員には、学校における様々な校務における主任等の責任者としての役割が求められるとともに、日常の業務を通して若手や中堅の教員の人材育成にも積極的に取り組むことが期待されます。

このため、学校のめざす方向を理解し、学校運営に積極的に参画するとともに、様々な校務等における企画力・調整力、更には、職務の遂行を通して、他の教員に適宜適切に助言するなどの指導力等が求められます。

### ■ 管理職

- 役割

経営者

- 求められる資質能力

マネジメント能力

□ 管理職は、学校運営全般において最終的な責任を有する立場にあり、確固たる教育理念に基づく学校運営に係る明確かつ具体的なビジョンをもつことが必要とされます。

このため、人間的な魅力や強いリーダーシップにより、学校教育目標の実現に積極的に取り組み、活力ある学校づくりを進めるとともに、所属教職員の資質能力の向上を図るために指導力、行政機関等との連絡調整能力や情報収集能力、危機管理能力等、学校マネジメントに関する幅広い資質能力が求められます。

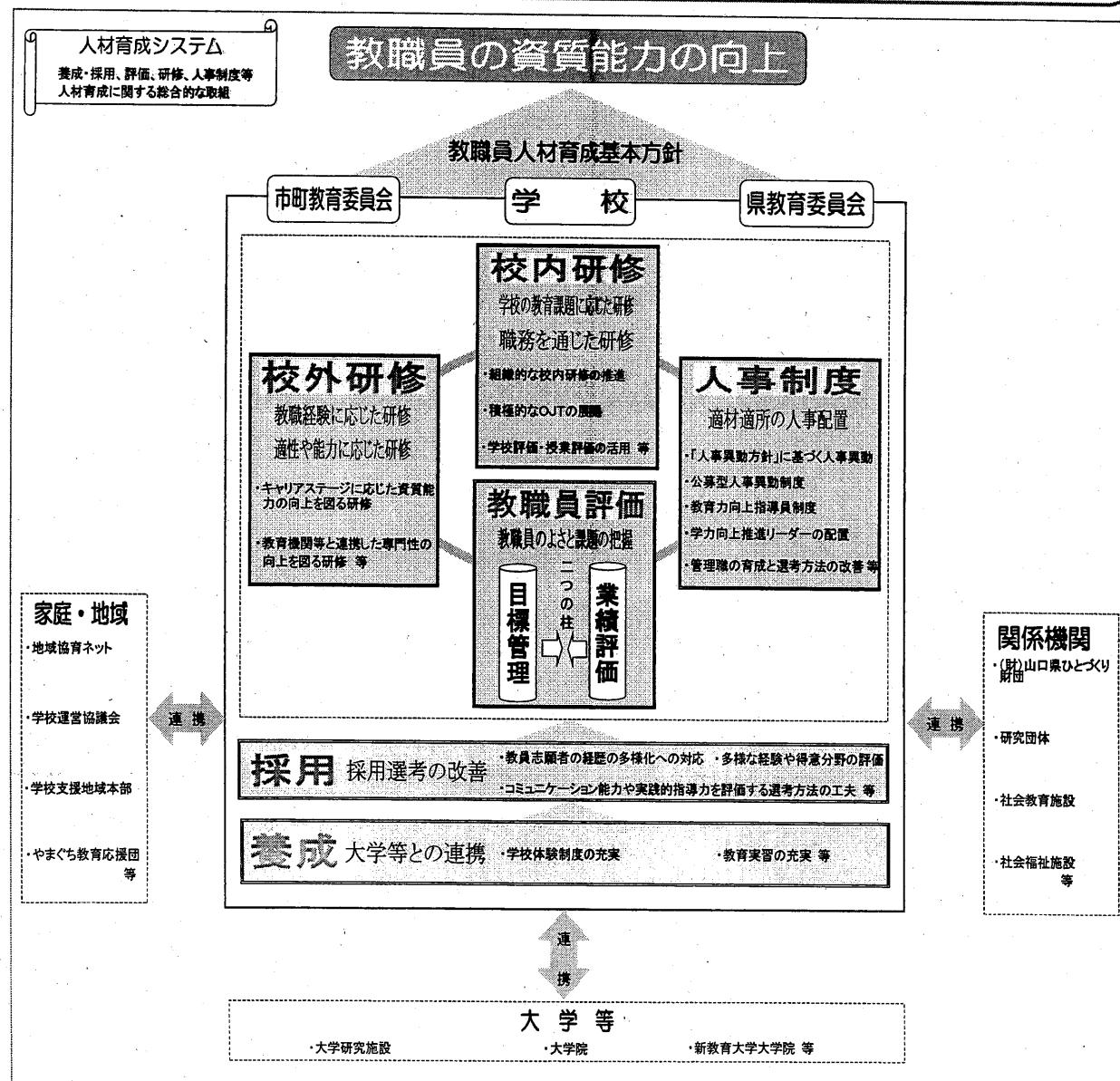
### III 人材育成の基本方針

本県教育を担う教職員の育成に向けて、学校、市町教育委員会、県教育委員会が共有すべき方針を「人材育成に向けた5つの基本方針」として示します。

この基本方針に基づき、教職員の養成・採用、評価、研修、人事制度等人材育成に関する総合的な取組である人材育成システムを活用し、学校、市町教育委員会、県教育委員会が一体となって教職員の人材育成に取り組みます。

#### 人材育成に向けた5つの基本方針

- 1 教職員のキャリアステージに応じて計画的・継続的に資質能力の向上を図ります。
- 2 教職員一人ひとりの適性や能力に応じて資質能力の向上を図ります。
- 3 組織的な学校運営を推進し、教職員の資質能力の向上を図ります。
- 4 地域や関係機関等と連携し、地域や学校の中核として活動する教職員を育成します。
- 5 大学等と連携し、優秀な教職員の養成・確保に努めます。



## ◆ 人材育成に向けた5つの基本方針

学校、市町教育委員会、県教育委員会は、この基本方針を共有し、連携して、本県教育を担う教職員を育成するとともに、「自ら育つ教職員」の研鑽を積極的に支援します。

### 基本方針1

教職員のキャリアステージに応じて計画的・継続的に資質能力の向上を図ります。

- 教職員は、キャリアステージに応じて学校における役割や立場も異なってくることから、それぞれの段階において求められる職責や役割を果たすことができるよう、キャリアステージごとに必要となる資質能力を計画的・継続的に身につける取組を進めます。

#### ◎ 主な取組

教職員評価	面談を通した教職員一人ひとりのキャリアビジョンの把握	【学校/市町教委/県教委】
校内研修	校内研修や日常の職務を通した資質能力の向上（OJT）の推進	【学校】
校外研修	キャリアステージに応じた研修の充実	【市町教委/県教委】
	管理職に求められる資質能力の育成と向上を図る研修の充実	【市町教委/県教委】
人事制度	多様な経験を積む積極的な人事異動の推進	【学校/市町教委/県教委】
	キャリアステージに応じた校内におけるジョブローテーション	【学校】

※ OJT ⇒ On-the-Job-Training の略 職場の上司等が職場内で仕事をしながら、機会をとらえて、職務に必要な知識、技能、態度等を、意図的・計画的・継続的に高めていく人材育成活動

※ ジョブローテーション ⇒ 学年や校務分掌等の担当する職務における定期的な異動

### 基本方針2

教職員一人ひとりの適性や能力に応じて資質能力の向上を図ります。

- 教職員一人ひとりの資質能力は、経験してきた役割や校務分掌等の積み重ねによって様々であることから、教職員一人ひとりの適性や能力に応じて資質能力の向上を図る取組を進めます。

#### ◎ 主な取組

教職員評価	目標管理の取組に基づくよさの伸長、課題の解決	【学校/市町教委/県教委】
	教職員評価に係る評価者研修会の充実・活用	【学校/市町教委/県教委】
校内研修	日常の職務を通した継続的な資質能力の向上（OJT）の推進	【学校/市町教委/県教委】
校外研修	派遣研修等、専門性の深化を図る研修の充実・活用	【学校/市町教委/県教委】
	個々の教職員の資質能力の向上と各学校の教育課題の解決に向けた人事異動	【学校/市町教委/県教委】
人事制度	意欲を生かし、能力の発揮を促す公募型人事異動制度の推進	【学校/市町教委/県教委】
	積極的な校内人事による新たな校務分掌等の職務の経験	【学校】

### 基本方針3

組織的な学校運営を推進し、教職員の資質能力の向上を図ります。

- 教職員の資質能力は、学校教育目標の達成に向けた他の教職員との協働実践などを通して向上することから、組織的な学校運営を推進し、教職員の資質能力の向上を図ります。

#### ◎ 主な取組

教職員評価	学校教育目標を踏まえた自己目標の設定	【学校】
校内研修	学校の課題解決と教職員の資質能力の向上を図る校内研修の充実	【学校/市町教委/県教委】
校外研修	学校組織マネジメントに関する研修の充実	【学校/市町教委/県教委】
人事制度	教職員一人ひとりの専門性を生かす校務分掌への配置 ミドルリーダーを育成する人事異動や校内人事の推進	【学校】 【学校/市町教委/県教委】

### 基本方針4

地域や関係機関等と連携し、地域や学校の中核として活動する教職員を育成します。

- 本県教育の充実に向けては、各学校が、地域や学校の現状を踏まえ、教育活動全体の改善・充実に努める必要があることから、地域や関係機関等と連携し、地域や学校の中核として活動する高い専門性と行動力にあふれる教職員を育成します。

#### ◎ 主な取組

教職員評価	目標管理の取組による専門性の向上	【学校】
校内研修	地域の人材を活用した校内研修の推進	【学校/市町教委/県教委】
校外研修	地域における社会体験等を通じた視野の拡大と派遣研修等による専門性の深化	【学校/市町教委/県教委】
人事制度	公募型人事異動制度の活用など、積極的な人事異動による地域や学校の中核となる人材の育成	【学校/市町教委/県教委】
	教育行政や地域の関係施設等における多様な経験の蓄積	【市町教委/県教委】
	マネジメントに関する研修等による計画的な管理職候補者の育成	【学校/市町教委/県教委】

### 基本方針5

大学等と連携し、優秀な教職員の養成・確保に努めます。

- 今後、教員の大量退職が予想されることから、新規採用者の増加を見据え、大学等と連携し、教員志望者の増加と優秀な教員の確保に向けた取組の一層の充実を図ります。

#### ◎ 主な取組

養成	学校体験制度の充実による教職に対する意欲の向上	【学校/市町教委/県教委】
	教育実習の充実による実践的指導力の向上	【学校/市町教委/県教委】
採用	意欲と実践的指導力を有する人物評価を重視した選考方法の改善	【県教委】
	新規採用予定者に対する研修会の充実	【県教委】
研修	臨時の任用教員の資質能力の向上に向けた研修会の実施や勤務校における取組の推進	【学校/市町教委/県教委】

## IV キャリアステージごとの人材育成に関する取組の活用

教職員は、キャリアステージごとに求められる資質能力を意識しながら、教職員評価、研修、人事制度等の人材育成に関する取組を活用して自らの資質能力の向上に努めるとともに、管理職は、これらの取組を活用しながら、教職員一人ひとりの適性や能力に応じて計画的・継続的に支援していくことが重要です。

### ■ 若 手【自立・向上期】

若手の教員には、教育に対する強い使命感や情熱をもち続けるとともに、学習指導や生徒指導等を行う際に必要な基礎的な知識や技能を基盤とした実践的指導力を身につけることが求められます。

教職員評価	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 目標管理の取組を通して把握したよさや課題に基づく自己研鑽</li></ul>
校内研修	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 校内研修による実践的指導力の向上</li><li>○ OJTによる資質能力の向上</li></ul>
校外研修	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 初任者研修等を中心とした継続的な研修による学習指導や生徒指導、学級経営等に関する実践的指導力の向上</li><li>○ 異校種体験等による見方、考え方など視野の拡大</li></ul>
人事制度	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 校内におけるジョブローテーション及び積極的な人事異動による多様な経験の蓄積</li></ul>

### ■ 中 堅【充実期】

中堅の教員には、専門分野の力を伸ばすとともに、身につけた専門性を生かし、ミドルリーダーとして学校運営の一翼を担うことが求められます。

教職員評価	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 目標管理の取組を通じたキャリアビジョンの明確化</li><li>○ 自己の専門性や学校運営における役割を踏まえた自己目標の設定</li></ul>
校内研修	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 将来的に学校教育の中核となることを自覚し、ミドルリーダーとしてOJTを積極的に展開</li></ul>
校外研修	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 10年経験者研修を中心にした専門性の伸長、課題の解決</li><li>○ 「学習指導等の指導分野」や「マネジメント分野」等の適性に基づく能力開発</li></ul>
人事制度	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 専門性の一層の伸長に向けた積極的な人事異動</li><li>○ 公募型人事異動制度の活用等による積極的な人事異動</li></ul>

## ■ ベテラン【発展期】

ベテランの教員には、これまでのキャリアステージにおいて身につけた高い能力や専門性を発揮し、学校における様々な校務等を通して、学校運営に積極的に参画したり、若手や中堅の教員の人材育成に積極的に取り組んだりすることが求められます。

教職員評価	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 教職経験を積み重ねることに伴う立場や役割の変化による新たな視点に基づく目標管理への取組</li></ul>
校内研修	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 校内研修や日常の職務等において指導的役割を果たすことによる自らの資質能力の向上</li><li>○ 若手や中堅の教員の資質能力の向上に向けたOJTの積極的な展開</li></ul>
校外研修	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 大学院派遣、社会体験等による専門的知識、技能の修得と活用</li><li>○ これまでのキャリアステージにおいて培った高い専門性を地域の教育力の向上など幅広い範囲で発揮</li></ul>
人事制度	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 学校における様々な校務等の責任者として、能力や専門性の発揮</li><li>○ 「学習指導等の指導分野」や「マネジメント分野」等の適性を踏まえた校内人事及び人事異動</li></ul>

## ■ 管理職

管理職には、地域の期待や学校の状況・教育課題を的確に把握した上で、学校運営に係る明確かつ具体的なビジョンをもち、学校教育目標の達成に向けて、マネジメント能力を発揮するとともに、教職員の協働意識を高めながら、資質能力の向上を図り、活力ある学校づくりに努めることが求められます。

また、組織的な学校運営による学校の総合力の向上に向けた取組の推進にあたり、家庭や地域社会と一緒に連携を図るとともに、地域人材の学校教育活動への積極的な参画を推進することも必要です。

教職員評価	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 目標管理や業績評価の取組を通して把握した教職員のよさや課題に応じた適切な指導・助言</li><li>○ 学校運営の責任者という視点からの自己の能力開発</li></ul>
校内研修	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 教職員の意欲及び資質能力の向上や、学校教育目標の達成に向けた校内研修体制の構築やOJTの推進</li><li>○ 関係機関等との連携による効果的な校内研修の推進</li></ul>
校外研修	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 教職員のよさや課題に応じた適切な研修機会の提供による人材育成</li><li>○ 学校運営に関する研修等によるマネジメント能力の一層の向上</li></ul>
人事制度	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 教職員一人ひとりのキャリアステージや専門性に応じた校務分掌など校内の適切な人事配置</li><li>○ 明確な学校運営ビジョンと教職員の適性に応じた人事異動</li></ul>

## 平成28年度研修体系及び研修講座体系

「教職員人材育成基本方針」に基づき、計画的・継続的に教職員の資質能力の向上を図るための研修を実施

- 基本研修とは、経験年数等に応じて、職務遂行上必要な知識・技能等の習得を図るための研修をいう。
  - 専門研修とは、職能、教科、領域等に応じて諸課題に対応する資質能力と実践的指導力の向上を図るための研修をいう。
  - 支援研修とは、校内研修や自己研修を支援する研修をいう。
  - 凡例

○凡例

研修講座名

研修区分

その他の

## 山口県教員養成等検討協議会設置要綱

山口県教育委員会

### (設置)

第1条 山口県の教育の振興に向けて、本県教育の担い手である教員の養成や採用及び現職教員の育成など、大学等と連携した取組を進めるため、山口県教員養成等検討協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 大学等と連携した教員の養成のあり方に関すること
- (2) 大学等と連携した教員の採用のあり方に関すること
- (3) 大学等と連携した現職教員の育成のあり方に関すること
- (4) その他、大学等と連携した取組に関すること

### (委員)

第3条 協議会は、別表に掲げる委員により構成するものとし、山口県教育長が委嘱する。

- 2 委員の任期は1年とし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は再任されることができる。

### (会長及び副会長)

第4条 協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出し、副会長は、会長が指名する。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (協議会)

第5条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会の議長は、会長をもって充てる。
- 3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を求めることができる。
- 5 協議会の所掌事務について研究するため、必要に応じて研究部会を置くことができる。

### (庶務)

第6条 協議会の庶務は、教育庁教職員課において処理する。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、山口県教育長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成25年9月27日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成26年7月15日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成28年4月19日から施行する。

山口県教員養成等検討協議会 委員一覧（第3条）

(五十音順 敬称略)

氏名	所属等
天野かおり	下関市立大学経済学部准教授
石橋孝明	徳山大学福祉情報学部長
伊藤道彦	梅光学院大学文学部特任教授
内田和明	山口市立平川小学校長
大塚ゆかり	周南市立周陽中学校長
岡野亮介	至誠館大学教授
岡村康夫	山口大学教育学部長
金田重之	山口学芸大学・山口芸術短期大学連携推進課長
兼原啓二	山口短期大学学長補佐
甲原定房	山口県立大学高等教育センター教授
都島梨紗	東亜大学人間科学部講師
友定保博	宇部フロンティア大学人間健康学部教授
中村哲夫	萩市教育委員会教育長
西村和彦	山口県立華陵高等学校校長
吉村高男	山口東京理科大学共通教育センター教授

やまぐちで教員になる夢を育む

## 教員をめざす学生の学校体験制度

この制度は、教員を志望する学生の皆さんのが、実際に児童生徒とふれあったり、教員の仕事に接したりする体験を通して、教員という職業の魅力を実感することにより、教育に対する意欲の向上を図ることを目的として実施するものです。



**1 対象者** 大学又は短期大学に在学している教員志望者（大学1・2年生、短期大学は1年生）

**2 活動内容等** 学習活動の補助、学校行事の補助、部活動の補助等

**3 実施時期・期間** 平成28年9月（1週間以内）

**4 備考** 本制度への参加は、県教育委員会が実施する「山口県教師力向上プログラム」のエントリ一資格・推薦基準の一つとして位置付けています。

※「山口県教師力向上プログラム」については、教職員課のWebページをご覧ください。

### 5 実施校（平成28年度）

	小学校（51校）		中学校（28校）		高等学校（11校）	
岩国市	岩国市立麻里布小学校	岩国市立東小学校	岩国市立東中学校		県立岩国総合高等学校	
和木町	和木町立和木小学校		和木町立和木中学校		県立華陵高等学校	
柳井市	柳井市立柳井小学校	柳井市立柳東小学校	柳井市立柳井中学校		県立防府高等学校	
周防大島町	周防大島町立明新小学校		周防大島町立大島中学校		県立防府商工高等学校	
上関町	上関町立上関小学校		上関町立上関中学校		県立山口中央高等学校	
田布施町	田布施町立麻郷小学校	田布施町立田布施西小学校	田布施町立田布施中学校		県立山口農業高等学校	
	田布施町立東田布施小学校	田布施町立城南小学校			県立宇部工業高等学校	
平生町	平生町立平生小学校		平生町立学生中学校		県立小野田工業学校	
下松市	下松市立下松小学校	下松市立公葉小学校	下松市立下松中学校		県立下関中等教育学校	
光市	光市立島田小学校		光市立島田中学校		県立豊北高等学校	
周南市	周南市立富田東小学校	周南市立福川小学校	周南市立富田中学校		県立萩高等学校	
山口市A群	山口市立湯田小学校	山口市立平川小学校	山口市立湯田中学校		特別支援学校（1校）	
山口市B群	山口市立大歳小学校	山口市立良城小学校	山口市立平川中学校		県立山口総合支援学校	
山口市C群	山口市立大内南小学校					
防府市	防府市立松崎小学校	防府市立新田小学校	防府市立佐波中学校			
	防府市立華城小学校	防府市立佐波小学校				
宇部市	宇部市立琴芝小学校	宇部市立岬小学校	宇部市立常盤中学校			
	宇部市立見初小学校	宇部市立常盤小学校	宇部市立西岐波中学校			
山陽小野田市	山陽小野田市立須恵小学校	山陽小野田市立厚狭小学校	山陽小野田市立小野田中学校			
美祢市	美祢市立大瀬小学校	美祢市立大田小学校	美祢市立大瀬中学校			
			美祢市立東中学校			
下関市	下関市立勝山小学校	下関市立長府小学校	下関市立勝山中学校			
	下関市立安岡小学校	下関市立文関小学校	下関市立長成中学校			
萩市	萩市立椿西小学校	萩市立大井小学校	萩市立越後浜中学校			
長門市	長門市立通小学校	長門市立仙崎小学校	長門市立仙崎中学校			
	長門市立深川小学校	長門市立明倫小学校	長門市立深川中学校			
	長門市立浅田小学校	長門市立日置小学校	長門市立三隅中学校			
	長門市立油谷小学校		長門市立日置中学校			
阿武町	阿武町立阿武小学校		阿武町立阿武中学校			

**6 申込期間** 平成28年6月10日(金)～7月8日(金)

**7 問い合わせ先** 山口県教育庁教職員課 人事企画班

〒753-8501 山口市滝町1番1号

電話 083-933-4550

## 学校体験制度Q&A

### Q1 県外出身者なのですが、制度を利用できますか？

大学又は短期大学に在学し、教員になりたいと考えている方であれば、制度を利用できます。県教育委員会では、山口県の優れた教育風土の中で、すばらしい教員になるお手伝いをしたいと考えており、また、実施校での学校体験を通して、本県教育のすばらしさを感じ、本県の教員をめざしていただければ、これに勝る喜びはありません。

### Q2 大学の授業の関係で2、3日しか時間がとれません。学校体験はできますか？

充実した体験にするためにも、最低3日は実施してください。なお、「学校体験の実施時期は原則として9月とし、期間は1週間を超えない範囲で、学校体験を希望する学生と学校体験実施校が調整して決定する」こととしています。調整がつかないときは、希望に添えない場合があります。

### Q3 申込みから学校体験の実施までの流れについて教えてください。

概ね次のとおりです。

- ① 実施校の選択と必要書類の入手 ※様式1～3は教職員課Webページにあります。

#### [必要書類]

- ▽実施要項及びQ&A
- ▽申込書（様式1）※
- ▽参加確認書（様式2）※
- ▽損害保険について
- ▽報告書（様式3）※

#### [入手方法]

- ▽教育庁教職員課Webページ（ダウンロード）  
<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a50200/index/>
- ▽山口県教育庁教職員課
- ▽県内各大学

- ② 申込書等の提出（山口県内の学生は各大学の窓口へ、それ以外の学生は、山口県

教育庁教職員課に郵送又は持参）

※申込みに際しては、在学する大学の指導教員又は就職担当課職員等による確認が必要です。

- ③ 実施予定校の連絡

申込者に学校体験の実施予定校名を連絡します。

- ④ 大学等での事前指導と実施予定校での面接

申込者は、学校体験実施の際の心構えや注意事項について、大学等で事前指導を受けます。  
その後、実施予定校で面接を受けます。

- ⑤ 学校体験実施の可否の決定

受入が決定したら、期間、時間帯、内容等について実施校の担当者と調整します。

## 学校体験の実施

- ⑥ 学校体験終了後、報告書（様式3）を山口県教育庁教職員課、大学、実施校に送付

※ 詳しくは、山口県教育庁教職員課Webページをご覧ください。

## 平成 28 年度「山口県教師力向上プログラム」 事業案内

# 「山口県の教員になる！」

山口県の教員をめざす学生を  
支援する研修プログラム

## 山口県教師力向上プログラム

### 教師力養成講座

教育課題に対する理解を  
深めるとともに、実践力を  
高めるための講座

### 教師力養成体験実習

学校現場で、優れた指導力  
を有する教員のもと、  
実践的指導力を高める  
教育体験実習

山口県教育委員会

## 「山口県の教師塾」

山口県教育委員会では、学校現場での経験・実践の積み重ね等を通して教員志願者の実践的指導力を育成する取組である「教員をめざす学生の学校体験制度」「山口県教師力向上プログラム」「採用前教職インターンシップ」の三つの取組を一連の流れとして位置付けて取り組んでおり、これらをまとめて「山口県の教師塾」と呼んでいます。

### 実践的指導力を有する教員

#### 採用前教職インターンシップ

##### 【趣旨】

- 教員に求められる実践的指導力を養うとともに、教職への適応力を高める。

##### 【対象】

- 採用候補者名簿登載予定者

(大学4年生、短期大学2年生及び大学院2年生 等)

**※「山口県教師力向上プログラム修了者特別選考」による採用候補者名簿登載予定者は必須**

##### 【活動内容】

- 学校における様々な教育活動に関する実践

##### 【実施期間】

- 10月から翌年2月

長期型：大学等の授業のない曜日に継続的に訪問、短期連続型：一定の期間に集中して訪問

### 教員採用候補者選考試験における 『山口県教師力向上プログラム修了者特別選考』

## 山口県教師力向上プログラム

#### 教師力養成講座

##### 【趣旨】

- 教育課題に対する理解と優れた教育実践を学ぶことで、実践的指導力を高める

##### 【対象】

- 大学3年生、大学院1年生対象

##### 【活動内容】

- 授業づくり、学級経営、児童生徒理解等、各分野に関する学校現場での実践に基づく講義・演習

- ちやふ台次世代コードホートへの参加

##### 【実施期間】

- 10月から翌年2月

#### 教師力養成体験実習

##### 【趣旨】

- 学習指導等の実践的指導力を高める

##### 【対象】

- 大学3年生、大学院1年生対象

##### 【活動内容】

- 学校現場で優れた指導力を有する教員のもとでの、授業づくり、学級経営、行事等、教育活動に関する体験実習

##### 【実施期間】

- 11月から翌年2月

#### 教員をめざす学生の学校体験制度

##### 【趣旨】

- 教職の魅力を実感することで、教育に対する意欲を高める。

##### 【対象】

- 大学1・2年生、短期大学1年生対象

##### 【活動内容】

- 児童生徒とのふれあい、教員の仕事に接する体験

##### 【実施期間】

- 9月

## 「山口県教師力向上プログラム」について

### 1 目的

教育に対する使命感や情熱を有し、教員を強く志す者に対して、山口県の優れた指導力を有する教員の教育実践を学ぶ場を提供し、大学で身に付けた専門的知識の具現化を図ることにより、子どもたちの確かな学力の育成を図る授業力や生徒指導に関する力などの実践的指導力を養い、将来の山口県教育を担う人材を育成する。

### 2 内容

#### (1) 教師力養成講座

授業づくり、学級経営、児童生徒理解等、各分野に関する学校現場での実践に基づく講義・演習を実施する。

#### (2) 教師力養成体験実習

学校現場で優れた指導力を有する教員のもとでの授業づくり、学級経営、行事等、教育活動に関する体験実習を実施する。

### 3 実施期間

平成28年10月下旬から平成29年2月下旬まで

### 4 対象者

山口県公立小学校教員を強く志望し、平成30年度（平成29年度実施）山口県公立学校教員採用候補者選考試験において小学校を受験する者

※ 詳しくは「平成28年度山口県教師力向上プログラム受講者選抜試験実施要項」を御覧ください。

### 5 募集人数

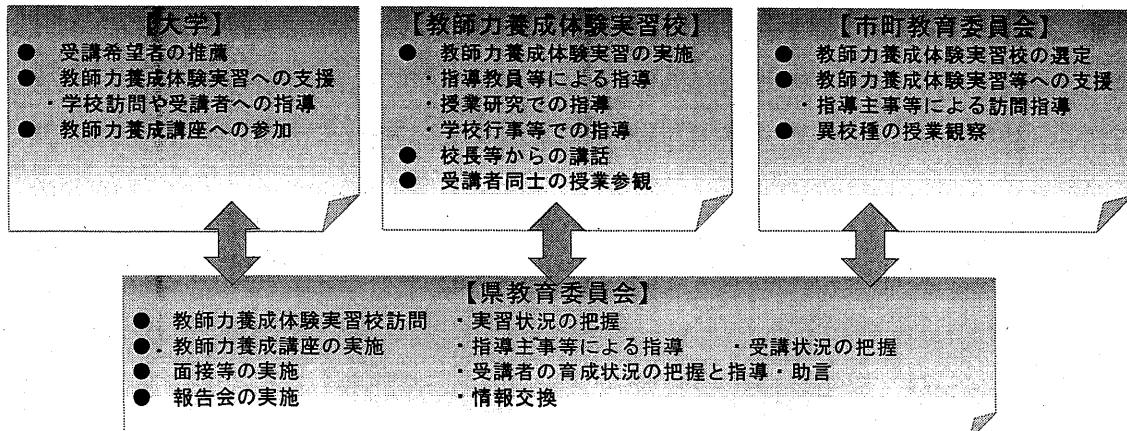
30人程度

### 6 山口県が求める教師像

未来を担う子どもたちに あなたの熱い情熱を！

- 豊かな人間性と人権尊重の精神を身につけた人
- 強い使命感と倫理観をもち続けることができる人
- 児童生徒を共感的に理解し、深い教育的愛情をもっている人
- 幅広い教養と専門的知識、技能をもっている人
- 豊かな社会性をもち、幅広いコミュニケーションができる人
- 常に自己研鑽に努める意欲とチャレンジ精神のある人

### 7 受講者の資質能力の育成に向けた連携体制



## ■実施スケジュール

対象者	月日	内容
平成28年度 大学3年生 大学院1年生	7月 5日（火）	・教師力向上プログラム受講者選抜試験実施要項発表 ・教師力向上プログラム事業案内発表
	7月 6日（水） ～8月 5日（金）	・エントリー書類（志願書、面接票、推薦書、学校体験等証明書、成績証明書等）の提出
	9月 3日（土）	・教師力向上プログラム受講者選抜試験（小論文、個人面接）
	9月 30日（金）	・選抜結果通知
	10月 12日（水）	・教師力向上プログラム受講届提出期限
	10月 29日（土）	・開講式・教師力養成講座①
	11月 19日（土）	・教師力養成講座②
	11月 26日（土）	・教師力養成講座③
	12月 17日（土）	・教師力養成講座④
	1月 14日（土）	・教師力養成講座⑤
	1月 28日（土）	・教師力養成講座⑥
	2月 25日（土）	・教師力養成講座⑦・報告会・閉講式
	3月 3日（金）	・講座のレポート・体験実習の報告書等提出締切
	3月 17日（金）	・教師力向上プログラム修了認定
平成29年度 大学4年生 大学院2年生	5月	・平成30年度山口県公立学校教員採用候補者選考試験出願
	7月～8月	・平成30年度山口県公立学校教員採用候補者選考試験実施 (山口県教師力向上プログラム修了者特別選考)
	10月	・平成30年度山口県公立学校教員採用候補者名簿登載予定者発表
	10月末 ～翌年2月末	・採用前教職インターンシップ実施 <u>※山口県教師力向上プログラム修了者特別選考による採用候補者名簿登載予定者は必須</u>

↑  
教師力養成体験実習①

■教師力養成体験実習①  
・期間内（11月7日～1月13日）に4日以上、学校現場で体験実習を行う。

↓  
実習②

■教師力養成体験実習②  
・期間内（2月1日～2月24日）に6日以上学校で実習を行い、1回以上の授業研究を実施

## ■「教師力養成講座」実施計画

- 各分野に関する学校現場での実践に基づく講義・演習を実施
- 講師は、本県の現状を把握し、教育活動の改善・充実に向けて取り組んでいる教育委員会関係各課の担当者等が担当
- ※ 第2回、第5回、第6回の講座については、受講者以外に聴講者を募集します。

回	日時	講座内容等(予定)	講師等
1	10/29 (土) 10:00~16:30	・開講式 ・オリエンテーション ・小学校における児童生徒理解 ・A F P Yの理論と実践	・教職員課 ・教職員課 ・学校安全・体育課 ・社会教育・文化財課
2	11/19 (土) 10:00~16:30	・人権教育 ・小学校における特別支援教育 ・学級経営 ・教師力向上プログラム修了者による事例発表・座談会	・人権教育課 ・特別支援教育推進室 ・義務教育課 ・教職員課
3	11/26 (土) 13:00~17:30	・ちゃぶ台次世代コーホートとの合同研修	
4	12/17 (土) 9:30~16:30	・やまぐちコミュニティ・スクール推進フェスティバルへの参加	・義務教育課
5	1/14 (土) 10:00~16:30	・体力の向上と健康づくり ～体力の向上～ ～健康づくり～ ・授業づくり ・小学校における外国語活動	・学校安全・体育課 ・学校安全・体育課 ・義務教育課 ・義務教育課
6	1/28 (土) 10:00~16:30	・心の教育(道徳の時間) ・いじめ・問題行動への対応 ・国語の模擬授業 ・理科の模擬授業	・義務教育課 ・学校安全・体育課 ・義務教育課 ・義務教育課
7	2/25 (土) 10:00~16:30	・安心・安全な環境づくりと安全教育 ・講話「若き教員に期待する」 ・報告会 ・閉講式	・学校安全・体育課 ・公立小学校長等 ・教職員課 ・教職員課

## ■「教師力養成体験実習」実施計画

- 学校現場の教員のもと、学校現場で授業、学級経営、行事等、教育活動に関する体験実習を実施

### 教師力養成体験実習① 11月7日(月)~1月13日(金)

【実習校】 県教育委員会が指定する学校

【実習回数】 期間内に4日以上学校で実習を行う。

※実習校で学校支援ボランティア等を行っている場合は、実施期間中のボランティア等の日数を体験実習の日数にカウントすることを認める。

【活動内容】(授業・学級経営・生徒指導)

- ・授業参観、教材準備
- ・学習に遅れのある児童への支援
- ・読書タイムの読み聞かせ
- ・給食指導の補助、清掃活動の支援 等
- ・放課後の補習における指導
- ・特別な支援が必要な児童への支援
- ・学級活動の補助

(教育活動全般)

- ・登校時、下校時のあいさつ指導
- ・地域との連携活動への参加 等
- ・保護者対応・保護者との交流

(教員の仕事全般)

- ・校内研修への参加
- ・学校行事の準備・実施の際の補助、校外行事への指導補助 等

### 教師力養成体験実習② 2月1日(水)~2月24日(金)

【実習校】 県教育委員会が指定する学校

【実習回数】 期間内に6日以上学校で実習を行い、1回以上の授業研究を実施

【活動内容】(授業づくり)

- ・授業参観
- ・指導案作成、教材準備
- ・授業及び授業研究 等

(教育活動全般)

- ・学校の教育活動全般の支援・補助
- ・保護者対応・保護者との交流
- ・登校時、下校時のあいさつ指導
- ・地域との連携活動への参加 等

(教員の仕事全般)

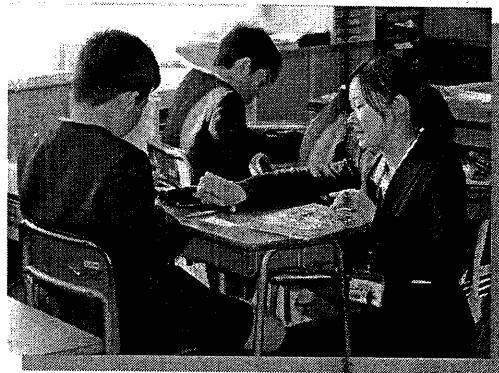
- ・校内研修への参加
- ・学校行事の準備・実施の際の補助、校外行事への指導補助 等

実践的な指導力を培う

# 採用前教職インターンシップ

## 新規学卒採用予定者が 自信をもって教壇に立つために！

この制度は、新規学卒採用予定者が、自信をもって4月から教壇に立つことができるよう、学校において教育実践を積むことにより、教職への適応力を高めるとともに、教員に求められる実践的な指導力を培うことを目的として実施するものです。



**1 対象者** 平成29年度山口県公立学校教員採用候補者名簿登載予定者のうち、平成29年3月に大学または短期大学を卒業予定の者及び大学院を修了予定の者。ただし、小学校教諭または養護教諭採用候補者に限る。  
(大学院2年生、大学4年生、短期大学は2年生)

**2 実施校の指定** インターンシップ希望者の、インターンシップ期間中の住所に基づき、山口県内の公立学校の中から教育実践を積むことができる学校を指定する。

**3 教育実践の内容** 学習活動、学校行事及びその他の学校教育活動の補助的内容

**4 実施時期・期間** 平成28年11月上旬～平成29年2月末までの間に5日間以上実施

**5 実施形態**  
**【長期型】**  
大学等での授業のない曜日に継続的に実施校を訪問し、教育実践を行う。  
**【短期連続型】**（長期型での参加が困難な者を対象に実施）  
一定の期間集中して実施校を訪問し、教育実践を行う。

**6 事故補償** 実施校での活動及び移動中の事故、実施校の児童生徒等他者への傷害、財物破損等の事態に備え、本人を被保険者とした傷害補償と賠償補償の両方を備えた保険に加入することを、教育実践を行うための条件とする。

**7 申込期間** 平成28年10月6日(木)～10月19日(水) 県教委必着

**8 申込・問合せ先** 山口県教育庁教職員課 人事企画班  
〒753-8501 山口市滝町1番1号 電話083-933-4550

## ◆採用前教職インターンシップ参加者の声

- 複數学年での授業実践や教育実践はもとより、新規採用予定者であることから、学校支援ボランティアや学校体験制度、教育実習では体験できなかった、登下校指導や職員会議、校内研修会や学年会への参加、分掌業務等、様々な業務に携わることができ、教員同士の連携や役割分担、地域とのつながりなど具体的にイメージでき、教員としての使命感が高まった。
- 4月から教壇に立つことを踏まえた上で、授業を見学したり、質問したりすることができ、参考になることが多かった。特に授業では、教科ごとに指導方法を教えていただき、学級経営についても指導のポイントを具体的に学ぶことができ、不安が払拭された。
- インターンシップを通して、自分自身の改善すべき点を実感したが、指導担当教員からは、あなた自身の良さでもあると助言をいただき、自分らしさを大切にしながら、子どもたちに教えたいことを伝えられる術を身につけていきたいと思った。4月から教員として働くに当たり、勉強になることや実践していきたいことが見える意味ある研修になった。

## ◆申込からの流れ

概ね以下のとおりです。

- ① 10月5日（水）：「採用前教職インターンシップ」募集案内の送付  
県教育委員会は、採用候補者名簿登載予定者の発表と同時に、募集案内（申込書等を含む）を対象者に送付する。
- ② 10月6日（木）～10月19日（水）：申込書（様式1）及び参加確認書（様式2）の提出  
参加希望者は、募集期間内に申込書と参加確認書を提出する（必着）。  
(提出先)
  - ※ 県内大学在籍者……大学窓口
  - ※ 県外大学在籍者……山口県教育庁教職員課人事企画班  
〒753-8501 山口市滝町1番1号（郵送または持参）
  - ※ 申込みに際しては、在学する大学の指導教員または就職担当課職員等による確認が必要です。
- ③ 10月20日（木）～10月28日（金）：実施校決定のための調整  
県教育委員会は市町教育委員会と協議し、参加希望者のインターンシップ実施期間中の住所に基づき、実施校を決定する。
- ④ 11月2日（水）：実施校決定連絡  
県教育委員会は、大学窓口（県外大学在籍者は参加希望者）に実施校名及び担当者名を連絡する。参加希望者は、実施校担当者と連絡を取り、面接の日時を決定する。
- ⑤ 11月4日（金）～11月18日（金）：面接及びインターンシップ実施決定  
参加希望者は、実施校で面接を受け、受入が決定したら、受入期間や日時、教育実践の内容等について実施校の担当者と調整し、インターンシップ実施計画書（本県所定の様式）を作成し、その写しを提出する。  
(提出先)
  - ※ 県内大学在籍者……教職員課、大学窓口
  - ※ 県外大学在籍者……教職員課
- ⑥ 11月上旬～2月末：インターンシップの実施  
参加希望者は、インターンシップ開始日までに保険に加入し、加入申込書の写しを実施校及び教職員課に提出する。  

インターンシップ実施
- ⑦ 3月6日（月）まで：業務日報（様式3）及び研修報告書（様式4）の提出  
参加希望者は、インターンシップ終了後1週間以内に、業務日報と研修報告書を提出する。  
(提出先) 同じものをそれぞれに提出。
  - ※ 県内大学在籍者……教職員課、実施校、大学窓口
  - ※ 県外大学在籍者……教職員課、実施校

# 宮城県

表1 教員のライフステージとみやぎの教員に求められる資質能力

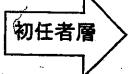
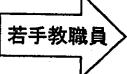
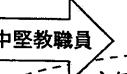
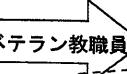
経験段階 教職経験	第Ⅰ期 【基礎形成期】 1年目～5年目	第Ⅱ期 【資質成長期】 6年目～10年目	第Ⅲ期 【資質充実期】 11年目～20年目	第Ⅳ期 【深化発展期】 21年目以上
【ライフステージ区分】  みやぎの教員に 求められる資質能力	<ul style="list-style-type: none"> <li>教員として使命感、教育的愛情を深め、広く豊かな教養や人間性を磨く</li> <li>学級指導・生徒指導、学級経営、校務分掌について一定の職務遂行能力を身に付けるとともに、学級担任としての力量を身に付ける</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学級担任、教科主任としての経験をもとに、学級指導はもとより、学級経営・学年経営、生徒指導等の在り方に關して広い視野に立った力量を向上させる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教員として求められる多様な経験を十分に積み、さらに校内におけるリーダー的な役割を果たす教員として全校的視野に立った指導力を充実させる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教員としての高い専門性を發揮するとともに、学校運営上重要な役割を担い、他の職員への助言・援助など指導的役割や、学校や地域全体の教育力向上に貢献できる力量を向上させる</li> </ul>
			<p>【主任・主幹の段階】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>活力ある学校運営に参画するための企画調整力と実践力を養う</li> </ul>	<p>【管理職の段階】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学校運営の推進者としてのリーダーシップを發揮すべく、指導者並びに管理者としての力量を向上させる</li> </ul>
	 初任者層	 若手教職員	 中堅教職員	 ベテラン教職員
			 主任・主幹層	 管理職層
①授業力	<ul style="list-style-type: none"> <li>教科等に関する専門的な知識</li> <li>学習指導、授業づくりの力、教材解釈の力、教材化する力</li> <li>学習指導要領のねらいを明確にした授業実践</li> <li>教科指導・生徒指導等のための知識・技能及び態度</li> <li>学びのコーディネーターとしての役割</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>得意分野の伸長</li> <li>不得意分野の克服</li> <li>高い専門性</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>授業力向上のための指導助言力</li> </ul>	
②生徒指導力	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童生徒の基本的な生活習慣の指導</li> <li>児童生徒の社会性を育むための指導</li> <li>適切な学級経営(学級づくりの力)</li> <li>個人の理解と集団の理解</li> <li>道徳教育と生徒指導、特別活動と生徒指導</li> <li>児童・生徒や教育の在り方に関する適切な理解</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育相談の技法</li> <li>カウンセリング</li> <li>一人一人を生かす指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生徒指導のための校内体制づくり、組織的な取組体制</li> <li>教員の生徒指導力向上への支援</li> <li>地域との連携</li> </ul>	
③子ども理解	<ul style="list-style-type: none"> <li>人間の成長・発達についての深い理解、内面的な理解</li> <li>教育的ニーズの的確な把握</li> <li>実態に応じた適切な指導</li> <li>共感的コミュニケーション</li> <li>子どもからの信頼</li> <li>教育的愛情、共感的・受容的态度で接する</li> <li>児童生徒が安心して過ごすことができる生活環境</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>児童、生徒、教職員に対する関心と愛情</li> <li>人間的な魅力・親愛感</li> </ul>
④学校を支える力	<ul style="list-style-type: none"> <li>学級経営</li> <li>実践的指導力</li> <li>学校環境、教室環境等の整備</li> <li>校務の処理</li> <li>教職員全体との同僚としての協力</li> <li>学校づくりへの参画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校経営への参画</li> <li>企画調整力</li> <li>リーダーシップ</li> <li>組織や学校経営への貢献</li> <li>教職員の育成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校経営力</li> <li>リーダーシップ</li> <li>組織マネジメント能力</li> <li>ビジョンの構築力</li> <li>職場環境の改善</li> <li>教職員の能力伸長</li> <li>地域との信頼関係の構築</li> </ul>	
⑤教育への情熱	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育者としての高い使命感と情熱</li> <li>子どもに対する愛情や責任感</li> <li>職務遂行の意欲</li> <li>教職に対する愛着、誇り、一体感</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>最高責任者としての使命と責任</li> <li>経営する力</li> </ul>
⑥たくましく 豊かな人間性	<ul style="list-style-type: none"> <li>広く豊かな教養、常識</li> <li>豊かな人間性や社会性</li> <li>保護者、地域社会からの信頼</li> <li>コミュニケーション力</li> <li>地域や家庭と連携する力</li> <li>自己管理力</li> <li>高い規範意識と責任感</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童生徒に関する教育的愛情</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>涉外力、折衝力、交渉力</li> <li>リーガルマインド</li> <li>判断力、決断力</li> <li>外部との協働ネットワーク</li> <li>コンプライアンスとリーダーシップ、説明責任</li> </ul>
⑦自己研鑽力	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己啓発力</li> <li>チャレンジ精神</li> <li>各人の得意分野づくり</li> <li>個性の伸長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己啓発力と研修意欲</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己啓発力と研修意欲</li> <li>OJT支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育や人材育成に対する明確な理念と高い識見</li> <li>広く豊かな教養と経営能力</li> <li>教員のキャリア形成支援</li> </ul>

表2 教員研修体系表

経験段階		第Ⅰ期 【基礎形成期】 1年目～5年目	第Ⅱ期 【資質成長期】 6年目～10年目	第Ⅲ期 【資質充実期】 11年目～20年目	第Ⅳ期 【深化発展期】 21年目以上	
◆ 基本研修	◆ 指定研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経験年数の各段階に応じて教職の職務遂行に必要な知識、技能、態度の向上を図るための研修</li> <li>・教育行政上必要とする研修</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>初任者研修</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>5年経験者研修</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>10年経験者研修</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>20年経験者研修</li> </ul>
◆ 基本研修	◆ 職能研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校長・教頭・主幹教諭・主任等の職能の段階に応じて職務遂行のために必要な専門的知識・技能・力量等の向上を図るための研修</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>主任・主幹教諭等研修</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政職研修</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理職研修</li> </ul>
◆ 専門研修	◆ 専門研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本研修を基盤とし、教科・科目、領域等の指導に必要な専門的知識・技能の習得を図る研修</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>教科・科目・領域等の専門的事項に関する研修</li> </ul>		
◆ 総合研修	◆ 派遣研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職務遂行に必要な識見を高め、指導力の向上を図るために、県内外の研修機関へ派遣する研修</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>大学院、企業等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>長期研修</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教職員等中央研修</li> </ul>
◆ 総合研修	◆ 総合研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・時代の進展変化に対応できる力を付けるため、グローバル化、情報化等、時代の動きを見据えた長期的な展望に立つ課題に関する研修</li> <li>・今日的教育課題に関する研修</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>先行的研究、今日的教育課題に関する研修</li> </ul>		
◆ 教職教養研修	◆ 教職教養研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育に関連した幅広い課題について、各界・各層の専門家を講師等に招き、教員としての専門的知識や教養を深め、広い視野から資質の向上を図るための研修</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>教育講演会、シンポジウム等</li> </ul>		
校内研修	校内研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教員一人一人の指導力を高め、学校が直面する様々な課題への対応を図るため、各学校が主体的に取り組む研修</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>授業研究、講習会、指導主事訪問（校内研修サポートプログラム）</li> </ul>		
長期特別研修	長期特別研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教員として必要な指導力の確保のため学校を離れて総合教育センターにおいて行う研修</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>指導力向上長期特別研修</li> </ul>		
自主研修	自主研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教員が自主的に行う研修活動</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>大学公開講座、カリキュラム支援室、C I T 授業の技</li> </ul>		

※ 研修種別欄について、◆：原則悉皆研修、◇：原則希望研修（推薦含む）

# 栃木県

## ステージごとの研修目標(身に付けたい資質・能力)[教諭]

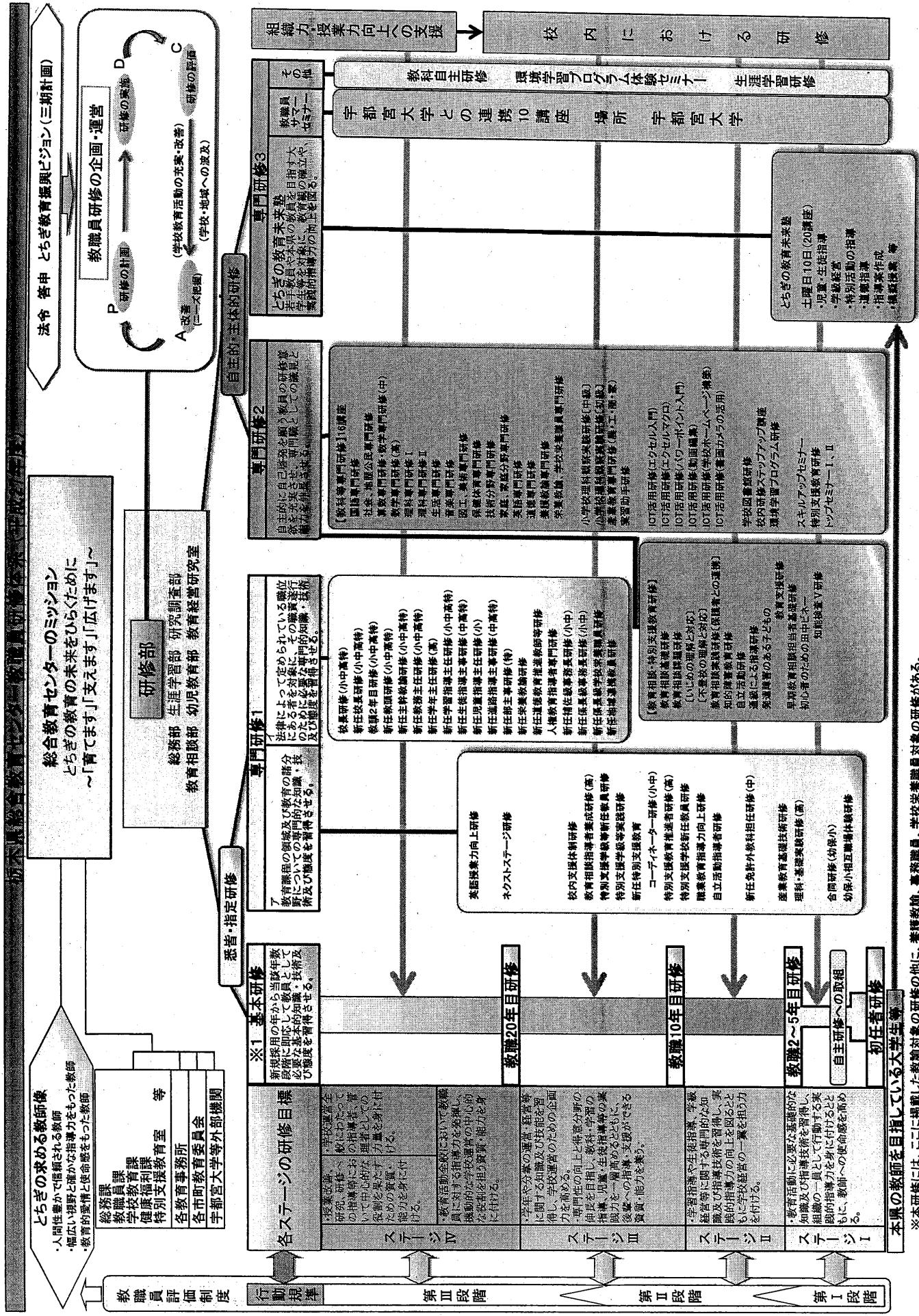
\*ゴシック体は、行動規準表の文言から抽出

評価区分	評価の着眼点	ステージI(初任者～)	ステージII(5年目～)	ステージIII(10年目～)	ステージIV(20年目～)
学習指導	指導計画の立案・実施	指導計画にしたがい適切に実施している。	学習指導要領に基づき、学習の順次性を考慮して指導計画を立案し、適切に実施している。	学習指導要領や学校の指導方針に基づき指導計画を立案し、適切に実施している。	学習指導要領や学校の指導方針に基づき指導計画を立案し、適切に実施するとともに、学校の学習指導上の諸課題を把握し、指導計画の改善を行っている。
	学習指導案の作成	学習指導案の一般的な形式を理解し、授業の流れをイメージできるように、学習指導案を作成している。	身に付けさせたい力やねらいがわかり、評価規準や評価計画を明らかにした学習指導案を作成している。	目標、授業、評価を関連付け、評価規準や評価計画、評価方法を明らかにした学習指導案を作成している。	目標、授業、評価を関連付け、評価規準や評価計画、評価方法を明らかにした学習指導案を作成している。
	教材研究・指導方法の工夫	ねらいの明確化、教材研究	授業のねらいを明確にし、教材・教具を工夫するなど教材研究をして授業を行っている。	授業のねらいを明確にしたり、児童生徒の実態を踏まえたりするなど、適切な教材研究をして授業を行っている。	授業のねらいを明確にし、児童生徒の学習状況に即して教材の工夫を行っている。
	児童生徒の学習状況の把握	児童生徒の理解度や反応を見ながら授業を行っている。	児童生徒の言動に対して適切に対応するなど、児童生徒の理解度や反応をみながら授業を行っている。	児童生徒の反応や言動の真意を読み取り、指導過程を修正するなどの適切な対応をしている。	児童生徒の反応や言動の真意を読み取り、指導過程を修正するなどの適切な対応をしている。
	話し方	声の大きさ、話す速さなど、話し方の基本技術を身に付けている。	内容や目的に応じて、緩急、強弱を考慮するなど、話し方の基本技術を身に付けている。	話し方、表情、所作などを工夫し、場面によって適切に使い分けている。	話し方、表情、所作などを工夫し、場面によって適切に使い分けている。
	板書	板書計画を立て、筆順や見やすさを考慮し、丁寧に板書するなど、板書の仕方の基本技術を身に付けている。	書くべき内容を精選し、学習の流れがよく分かる板書計画を立てた上で、適切なタイミングで板書するなど、板書の仕方の基本技術を身に付けている。	児童生徒の様子を観察し、児童生徒の理解や思考の展開を把握しながら、わかりやすい板書をしている。	児童生徒の様子を観察し、児童生徒の理解や思考の展開を把握しながら、わかりやすい板書をしている。
	発問	児童生徒の多様な意見を引き出す発問をしている。	児童生徒の思考を促す的確な発問をしている。	ねらいや学習方法に応じた主発問および機に即した補助発問をしている。また、発問に対する児童生徒の反応を授業の展開に生かしている。	ねらいや学習方法に応じた主発問および機に即した補助発問をしている。また、発問に対する児童生徒の反応を授業の展開に生かしている。
	わかる授業の展開	児童生徒に学力を身に付けるためのわかる授業を心がけている。	児童生徒に学力を身に付けるためのわかる授業を展開している。	児童生徒に学力を身に付けるためのわかる授業を展開している。	児童生徒に学力を身に付けるためのわかる授業を展開している。
	学習指導に関する理解と取組	学習指導要領や、学習指導と評価に関する基本的知識を身に付けている。	学習指導要領や、学習指導と評価に関する基本的知識を身に付けて、指導に生かしている。	学習指導についての専門的知識を身に付け指導に生かしている。	学習指導についての専門的知識を身に付け指導に生かすとともに、学校の学習指導上の諸課題について、積極的に課題解決にあたったり、同僚に適切な支援、助言をするなどして校内の学習指導の向上に寄与したりしている。
	評価の工夫	開催の工夫	評価規準に基づいた、適切な評価を実施している。	評価計画を立てて、適切な評価を実施している。	児童生徒の学習状況に応じて評価を工夫し、学力の向上に生かしている。
児童・生徒指導	児童生徒との信頼関係の構築	児童生徒理解	日常的なやりとりから、児童生徒の性格、希望、悩み等を理解しようとしている。	児童生徒一人一人の情報を収集、分析するなど、児童生徒の性格、希望、悩み等を理解するための取組を行っている。	様々な情報に基づいて児童生徒一人一人の状況を的確にとらえ、適切な指導方針を立てている。
	信頼関係づくり・教育相談	カウンセリング・マインドをもって、一人一人の生徒理解を深めるかかわりを作るなど、共感的・受容的に児童生徒に接している。	児童生徒が安心して相談できるよう工夫し、児童生徒の思いを理解しながら適切な助言をするなど、共感的・受容的に児童生徒に接している。	児童生徒からの悩みの相談に対し、児童生徒の状況を的確に把握した上で、問題解決への道筋を適切に助言・指導するなど適切に対処している。	様々な教育相談の手法を身に付け、場面・状況に応じた相談方法を活用するなど、児童生徒からの悩みの相談に対し、適切に対処している。
	児童・生徒指導への取組	児童・生徒指導の目的や学校の方針について理解し、児童・生徒指導に取り組んでいる。	児童・生徒指導の目的や学校の方針について理解し、児童・生徒指導に適切に取り組んでいる。	学校の課題・方針等をもとに、児童・生徒指導に積極的に取り組んでいる。	学校の課題・方針等をもとに、児童・生徒指導に積極的に取り組んでいる。
	基本的生活習慣の指導	基本的生活習慣の育成を行っている。	基本的生活習慣の育成を行っている。	基本的生活習慣やルール、マナーなどについて、積極的に指導している。	基本的生活習慣やルール、マナーなどについて、積極的に指導している。
	問題行動への対応	日頃から児童生徒の様子を観察し、指導の経過を記録しながら、問題行動等の早期発見、迅速な対応を行っている。	日頃から児童生徒の状況や内面を理解し、指導の経過を記録しながら、問題行動等の早期発見、迅速な対応を行っている。	指導の経験を記録しながら、問題行動等の早期発見、迅速な対応を行っている。また、問題行動の背景と直接的な原因を的確に把握し、適切な指導を行っている。	問題行動の背景と直接的な原因を的確に把握し、適切な指導を行っている。また、問題行動への対応に関して、同僚に適切な支援、助言をしている。
特別活動・進路指導等への取組	特別活動や進路指導等への取組	特別活動や進路指導等の意義を理解し、指導に取り組んでいる。	特別活動や部活動、進路指導等の意義を理解し、適切に指導している。	特別活動や部活動、進路指導等の指導を積極的に行ってい	特別活動や部活動、進路指導等の指導を積極的に行うとともに、同僚に適切な支援、助言をしている。
	組織的対応	組織的対応の意義を理解し、児童・生徒指導にあたっている。	教職員間で児童生徒の情報を共有し、協力して児童・生徒指導にあたっている。	児童・生徒指導について、組織を活用し課題解決にあたっている。	児童・生徒指導について、組織を活用し課題解決にあたっている。
	家庭・地域・関係機関との連携	家庭との連携の重要性を認識し、連携を図っている。	家庭への情報提供に努めるなど、家庭との連携を図り、良好な関係を築いている。	家庭・地域・関係機関等と連携し、問題行動の予防や解決にあたっている。	家庭・地域・関係機関等と連携し、問題行動の予防や解決にあたっている。

ステージごとの研修目標(身に付けたい資質・能力)[教諭]

※ゴシック体は、行動規準表の文言から抽出

評価区分	評価の着眼点	ステージI(初任者～)	ステージII(5年目～)	ステージIII(10年目～)	ステージIV(20年目～)
参画・経営	校務分掌への取組	担当する校務分掌について、責任を自覚し、迅速・正確な処理をしている。	担当する校務分掌について、他の分掌や全体とのかかわりの中で自己の役割を理解し、迅速・正確な処理をしている。	校務分掌について、工夫や改善をして、積極的に取り組んでいる。	校務分掌について、工夫や改善をして積極的に取り組むとともに、同僚に適切な支援、助言を行っている。
		報告・連絡・相談	校務を処理する上で、報告や連絡、相談を適切に行っている。	校務を処理する上で、報告や連絡、相談を適切に行っている。	校務を処理する上で、報告、連絡、相談を適切に行うとともに、校内の連携が円滑に行われるよう働きかけている。
	学級学年経営・参画	学級経営	学級内の良好な人間関係づくりを行っている。	学級内の良好な人間関係づくりを行っている。	学級内の良好な人間関係づくりを行っている。
		学級活動の意義を理解し、学級(学年)集団の規律を維持し、組織的に活動させている。	学校教育目標や生徒の実態を踏まえ、学級(学年)集団の規律を維持し、組織的に活動させている。	学校教育目標や学校の指導の方針を踏まえ、他の教職員と連携を図りながら、積極的に学級経営を行っている。	学校教育目標や学校の指導の方針を踏まえ、積極的に学級経営を行うとともに、同僚に適切な支援、助言をしている。
		学年経営	学年主任や他の正副担任と協力しながら、学年経営に参加している。	他の学級や学年と協力しながら学年経営に参加し、課題を解決しようとしている。	学校の指導の方針を踏まえ、学年を経営または経営に参画している。
	学校経営への参画	学校経営への参画	各種委員会など校内組織での自らの役割を果たしている。	各種委員会など校内組織での自らの役割を自覚し、果たしている。	学校経営上の課題をもとに、その解決のために積極的に参画している。
		家庭・地域・関係諸機関との連携	学級経営や教科についての理解を促すために、家庭に情報を提供している。	学級経営や教科についての理解を促すために、家庭に情報や教科についての理解を促すために、家庭に情報を提供したり、地域と連携・協力したりしている。	家庭・地域・関係諸機関等と連携・協力しながら、校務を処理している。
	意欲・態度	教育的情愛・熱意	児童生徒に教育的愛情を持って接している。		
		信念・熱意	正しい信念のもと、熱意をもって仕事に取り組んでいる。		
		人権尊重の精神	人権尊重の観点を重視し教育活動を行っている。		
		誠実・品位・公正・法令の遵守等	礼儀正しい態度で誠実に仕事に取り組んでいる。		
	責任感・寛容性・協調性等	誠実・品位	偏りがない見方・考え方で公正に勤務している。		
		公正	職務・勤務の在り方を自覚し、厳正に勤務している。		
		法令の遵守	職務・勤務の在り方を自覚し、厳正に勤務している。		
	研修に対する意欲	責任感	責任を持って職務の処理にあたっている。		
		寛容性	異なる意見・立場を尊重し、職務にあたっている。		
		協調性	同僚と協調して職務にあたっている。		
	研修に対する意欲	研修	自己的能力向上のために、研究と修養に取り組んでいる。		



ただし、事務職員には2~5年目研修・20年目研修、学校栄養職員には20年目研修はない。